

技術情報検討会の進め方等について

令和3年4月14日 改定

1. 目的

ア. 検討会は、国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報に加え、最新の科学的・技術的知見を、規制に反映させる必要性の有無について、整理し認識を共有することを目的とする。

- ① 国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報に対するスクリーニング状況の報告及びスクリーニングの結果抽出された案件について、規制に反映させる必要性の有無と作業担当課の指定
- ② 海外における規制の動向に係る情報（各国の規制機関等、国際機関）から得られる知見について、規制に反映させる必要性の有無と作業担当課の指定
- ③ その他、規制経験、安全研究、学術的な調査・研究及び必要に応じ放射線防護から得られる知見について、規制に反映させる必要性の有無と作業担当課の指定

イ. また、抽出された案件の進捗状況を確認する。

2. メンバー等

<メンバー>

- 原子力規制委員及び原子力規制庁の関係課長等で構成（別紙1）することとし、検討される議題に関係しない課長等の出席は任意とする。
- 放射線防護から得られた知見について議題とする場合は、放射線防護グループ内の関係課が出席する。

<議題登録>

- 1. ア. ①については、技術基盤課が、1. ア. ②③については、新知見や情報を認識した課（以下「作業担当課」という。）が、事務局と調整のうえ、議題登録する。（1. ア. ①のスクリーニング手順は別紙2、1. ア. ③に関するもののうち、安全研究及び学術的な調査・研究におけるスクリーニング手順は別紙3のとおり）
- また、放射線防護に関する知見についても、放射線防護グループ各課の判断により必要に応じ、上記と同様に取り扱うこととする。

<事務局>

- 事務局は、技術基盤課が主たる業務を行い、議題に応じて検査監督総括課が協力する。

3. 公開性

<会議の公開>

- 会議は、原則として公開する。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報（以下「不開示情報」という。）を扱う場合その他検討会が公開しないことが適当であるとした場合は、この限りではない。
- 会議を公開しないこととしたときは、その理由を明示する。

<資料及び議事録の公開>

- 会議は、資料及び議事録を公開する。ただし、不開示情報に該当するものその他検討会が公開しないことが適当であるとしたものについては、この限りではない。
- 資料及び議事録を公開しないこととしたときは、その理由を明示する。
- 議事録を公開しないこととしたときは、議事要旨を公開する。

4. 開催頻度

- 原則、2か月に1回程度の頻度で開催する。

5. 炉安審・燃安審及び原子力規制委員会への報告

<炉安審・燃安審>

- 検討会に報告した内容は、炉安審・燃安審に報告し、助言を得る。

<原子力規制委員会>

- 検討会に報告した内容は、技術基盤課が開催から1か月以内を目処に原子力規制委員会に報告する。
- 緊急を要する事案については、作業担当課が原子力規制委員会に直接報告する。

別紙

別紙1 技術情報検討会名簿

別紙2 国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報の収集・分析等の進め方

別紙3 最新の科学的・技術的知見の収集・分析等の進め方